

「発刊によせて」

人権教育研究室室長 川村 暁雄

今年度の人権教育研究室は、学長の下で二つの大きな課題について取り組みを進めました。第一は、人権教育に関する基本方針の策定のための取り組み、もう一つはハラスメントガイドラインの改定に向けての取り組みです。この活動は、同時に大学の人権教育・研究、社会貢献について考える貴重な機会ともなりました。

議論の中で見えてきたのは、原点に回帰しつつ、時代に合わせて活動を変化させていく必要性だったかと思います。具体的には、(1) 当事者との連携、(2) 人権を守りつつ学びを深める大学の責務、(3) 全学的な取り組みの展開という三つの意義を再確認し、再展開することです。

第一の当事者との連携は、本学の人権教育の中でもずっと課題となってきたことです。そもそも本学の人権教育は、学内関係者の部落差別発言に対してどう取り組むかを、当事者から問われてきたことで始まりました。しかし時代が変わる中で、私たちの視野に入る人権の課題も増え、より多くの人権侵害に関わる当事者の存在を認識することにようになってきました。当事者との連携という原点に戻り、いかに新たな当事者と連携できるかは、今後の課題です。

第二の人権を守りながら学ぶという大学の責務は、これまた当初から当事者により鋭く指摘されてきたものです。人権が尊重されない場で人権を学ぶことは不可能です。さらに、教育・研究の中核として社会的に期待される大学には人権を保障し、伸長する特別な社会的責任があるはずで

第三の全学的な取り組みも、これまた当初から進められてきたことです。具体的には、各学部での人権教育の展開、さらには全学の人権教育科目の運営委員として多くの教員が参加すること、そして多くの教員の参加を得ながら人権の研究を進めていくことという形で表現されてきました。今後さらに広く、多様な参加を実現していく必要があります。

本年度発行する『関西学院大学 人権研究』も、こうした考え方を反映したものとなっています。公開研究会で進められた「セクシャル・マイノリティ」「難民・無国籍者」についての研究活動は、学内の当事者との連携のもとに進められました。さらに「ブラック企業」について学ぶことで、すべての学生が潜在的に人権を奪われる当事者になる可能性を認識することができたかと思います（以上、阿部「『当事者』たちの『声』から見えてきた人権教育の課題」）。在日外国人学生の権利のために大学に何ができるか」というテーマの下に指定研究活動の枠組みで行われた調査では、在日コリアンとしてのアイデンティティを大切にする本学の学生の協力の下に進められました。

第二の「人権を守りながら学ぶという大学の責務」については、上述の研究活動の中でも議論されてきたことでありました。さらに今号の辻本論文「日本社会のグローバル—高校生と大学生の就活から」や、松岡による論考「大学における障害学生支援のあり方と合理的配慮の考え方—障害者権利条約と障害者差別解消法を受けて」の中で、新たな時代の中での大学の責務について検討されています。

第三の「全学的な人権への取り組み」は、人権教育科目の場、そして多くの教員が参加する研究活動に現れています。今号でも人権教育研究室の指定研究の成果としての望月論文を掲載することができました。

まだまだ足りない部分もあるかと思います。今後も、『関西学院大学 人権研究』を通じ、関西学院大学の人権教育・研究の試みを共有していければと考えております。できるだけ多くの方に読んでいただくことで、人権教育研究室の活動へのご意見、ご批判、そしてご参加をいただくことができればと思います。